

適正給付に協力ください！

学校（園）の管理下でケガをしたら…



必ず、中電健保に連絡をお願いします！

保険証の記号番号、対象者の名前、ケガの内容、病院にかかった期間、医療機関名、治療用装具の作製有無を下記までお知らせください。

電話（０５２－８８０－６２０２）またはメール（kenpo@chudenkenpo.or.jp）

なぜ連絡しなくてはいけないの？

学校（園）の管理下（授業中、保育中、休憩時間、登下校、部活、課外活動等）でケガをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターより医療費等給付があります。

最終的な医療費の自己負担がなくなるため、該当の医療費について付加給付金の支給を停止させていただきます。



既に支給されている付加給付金があった場合は、精算をさせていただく場合がありますので、事実発生後速やかに連絡をお願いします！

ケース①

子どもが学校の体育の授業中に熱中症になりました。

自己負担した医療費について、補てんがあるようで、学校を通じて申請しています。

→該当の医療費について付加給付金の支給を停止します



ケース②

子どもが幼稚園の遠足に行った先で骨折をしてしまいました。

入院した病院から「こども医療受給者証」は使えませんかと言われ、高額な医療費を支払いました。

幼稚園を通じて医療費の補てんがありましたが、支払い金額より給付額が少なかったです。

→高額療養費を支給します



お住まいの市区町村によっては、学校（園）の管理下でケガ等をした場合、

「こども医療受給者証」が使えないケースがあります。

その場合、自己負担限度額※を超えた医療費「高額療養費」を中電健保より支給いたします。

※標準報酬月額（適用区分）によって、法定の自己負担限度額が定められています。



中電健保からの給付金は、皆さまの大切な保険料でまかなわれています。
ご協力をお願いいたします。